

中世の自由思想

玉泉大梁

一 中世思想の概要

1、現代の自由思想 昭和憲法の基本的人権とは自由、請求、参政の三権である。ここにいふ自由とは果して中世の自由、現代青年の考へてゐる自由と同一であるかどうかを吟味することが、現代に於ては最緊急事であると思ふ。自由には自治が伴ふ。従つて自律を要し自己に責任を負はされる。責任なき自由は放恣であり自棄である。必ず他律となり被支配者となる。故に絶対の自由はあり得ない。相対の自由こそ現実の自由である。自由を享受する人は自治、自律、責任を深く感ずることに於てのみ眞の自由人たることが出来る。ゼームス・ブライスのモダン・デモクラシーに「民主々義は自由の化身なり」といつてゐる。我が民族が民主々義国民たるには歴史的に有する自由思想が、果して現代絶叫せられる自由思想と共通性のあるものなりやを考察することは最も大切なことである。

2、中世の年代 ここに中世とは文治二年より慶長五年まで四一五年間を仮に名づけて置く。従つて政治史的時代区分に於ては

鎌倉、吉野、室町、安土、桃山の各時代を含み、政治上の大なる動きとしては庄園の武家所領化より守護制度の確立となり、やがて大名制度の成立を見るに至つた。是を簡單にいへば庄園制より封建制への時代である。社会史的に見る時は旧政治階級たる公家が社会の上層より転落して、新興野人たる武家が支配的位置を勝ち得たる時代である。そこで各方面に自由思想の勃興を見るに至つた。

3、中世思想の概要 中世思想の概要を知るには宗教、国家、政治、法律、社会、経済、文芸等の思想を研究することが必要である。そしてそれらの各方面に現はれたる自由思想を取り出して体系付けたものが中世の自由思想といふべきである。

宗教に於ては新仏教の各派と神道各派の勃興を見てゐる。国家に於ては分裂と統一の三回転をなし幾度か国家の危期を叫ばしめた。政治に於ては郡縣より地方分権となり、公家武家の並立より武家が公家を支配するに至つた。法律に於ては律令格式より武家法、寺院法の発達を見て所謂公家法の力を消滅せしめた。社会上に於ては鎌倉初期より下剋上の思想が起り時代の降下と共に

その風潮を盛ならしめた。經濟上に於ては、錢貨の流通を盛ならしめ、貨幣經濟時代の現出は初期資本主義の様相を現はした。文芸上に新風潮の多くを見るは明らかに自由の發現と稱し得る。そこで自由思想に体系を立てそれに限界を定めることは甚だ困難なる問題となる。故に主として政治、法律、社会、經濟の面より自由思想を窺ふことにする。

自由の限界とは相對的自由と絶對的自由との境界である。相對的自由の逸脱は絶對的自由の境界内に入ることであり、其当時の宗教道德、或は政治法律、或は社会經濟の規定を越えた行動がそれである。そこでそれらの行動に対して制限、停止、禁止の規定が設けられる。即ち絶對的自由の結果、宗教、道德、政治、法律、社会、經濟等の人類の文化現象に害をなすものと認められた場合に、時、所、人の相違に従つて制限、停止、禁止の方策に出るものである。故に、自由の限界は一定不変のものでない。歴史的に概括的に自由の限界を考察する時は、古代の君主權の發達せない時代と其極端に發達せる時代と近世の君主權の抑圧又は否定せる時代とでは著しい相違を来してゐる。我が国の中世だけについて見ても、初期、中期、末期と区分して考察する時は武家の權力消長如何によつては自由の限界が左右されてゐる。

4、中世以前の自由思想 自由の二字は漢字で我が国人の造語ではない。杜甫詩に送客逢春可自由とある。この自由を率意逕行之謂といつてゐる。尙、柳宗元詩に欲採蘋花不自由とあつて自由の反対を表示してゐる。自由と同義の語として自專、自在の熟語がある。辞海には猶之自由謂任意也とある。國語の訓としては「ほ

しまま」と讀ましてゐる。我が国の用例としては奈良初期編纂の日本書紀綏靖天皇紀にイキホヒホシキママナリ威福自由とあるは、後漢書皇后傳の威福自由をそのまゝ借用したものといはれてゐる。尙同書清寧天皇紀にイキホヒホシキママナリ權勢自由とある。万葉集には「ほしき」の用例は沢山あるが「まゝ」(儘、任、隨)を付けたのを見出せない。自由は單なる「ほしき」だけでなく、それに「まゝ」を附加して率意、任意の意味を表示するものである。故に最も原始的に自由を解する時は宗教道德上の善惡、政治、法律上の正邪を考の中に置かず欲するまゝに行動することである。是に対して近代の如く自律、自治、責任を問ふといふやうな頗る嚴肅なる意義を有しなかつた。然るに時代の降下と共に自由なるが故に宗教、国家、政治、法律、社会、經濟、文芸等の面に於て種々の問題を引き起し自由禁止の傾向を濃密にした。

石清水文書、治承二年六月十二日、後白河院々庁下文に

可永停止後代異論、早令別当法印權大僧都慶清門跡、相伝領掌房領庄園等事

上畧、先師勝清得紀太子讓、伝本文書、成賜庁下文、所令知行也、豈以長吏威勢可為令押領哉、自由狀、虚誕多端矣

とある。右は筑前国宇美宮、長野庄、田富庄等を勝清の弟子慶清に領掌せしめる下文である。長吏が威勢を以て押領し自由の申狀を提出してゐるがそれは虚誕多端であるといふのである。即ち自由なる申狀である結果として虚誕多端となつたのであるから、虚誕多端は当時の自由思想の一面を示してゐることになる。そしてこれが平安朝末期の自由思想の一片鱗といふことが出来る。

二、中世初期即鎌倉時代の自由思想

1、政治法律上より観たる自由思想 鎌倉時代の政治は分権的封建制と云つてよい。其分権の意味は二重に考へる必要がある。第一の意味とは政治の極く形式方面特に任官等のことは朝廷が把持せられ政治の実質的方面即ち民治のことは幕府が行つた。故に公武二元政治である。第二の意味とは土地の領有に国衙領、庄園、及び武家領の三大区分ありて其各種の領有地に対して幕府の有する行政権が一様でない。中には幕府の行政権の及ばない一円知行地等があることを忘れてはならない。従つて政治は非常に錯雜してゐる。

鎌倉時代の武家法としては貞永式目、及び新編追加がある。この新編追加は御成敗、式目追加、新御式目等と呼れてゐる。これらの武家法に於ては自由を全面的に制限、停止又は禁止してゐる。その理由とする所は中古即ち奈良平安時代の内容を持つ自由思想で、何れも自由の前後に示された漢字によりてそこに於ける自由の思想内容を推知することが出来る。新編追加、貞永元年四月廿六日、本新地頭條六、地頭等可存知條々に一給分所知之外、任自由近隣地頭押領可停止之、中畧、次非指請所、任自由預所郷司可追出事、雖司可令停止、中畧、右條々守仰旨可令下知、若猶背禁制之旨、自由張行、自由非法之輩者、云守護人、云地頭職可被改易也、

これは本補地頭、新補地頭に対して出した自由押領停止の禁制である。武家の棟梁が自由思想によりて武家を動員して鎌倉幕府を

建設して本新地頭に給分所知を与へたが、これら地頭はこの知行に満足せず近隣の地頭職を押領し指したる請所に非ずして、預所郷司を追出すことを停止せしめたもので何れも自由に任せて行つたものである。これらのものを自由張行、自由非法之輩として守護人でも地頭職でも改易するといふのである。こゝに注意すべきことは自由思想内容に張行、非法の要素のあることである。

御成敗式目追加(嘉祿以後)去閏九月一日評定には一畿内近国並西国堺相論事とありて公領は国司の成敗、庄園は領家の沙汰として奏聞を経て聖断を蒙るべし、地頭等自由に任せて相論することを停止してゐる。

御成敗式條(貞永式目)貞永元年七月 日

一鎌倉中僧徒恣諍官位事、

右依綱位、乱騰位之故、猥求自由之昇進、彌添僧綱之員數、雖為宿老有智之高僧、被、越少年無才之後輩、即是且傾衣鉢之資、且乖經教之儀者也、自今以後不蒙免許、昇進之輩者、為寺社供僧者、可被停止彼職也、雖為御婦依之僧、同以可被停止之、此外禪侶者、偏仰願盼之人、宜有諷諫之誠、

この式目に恣とあるは自由と同義であつて鎌倉中僧徒の自由僧官位を諍ふことを停止し、猥に自由之昇進を求めんことを禁止したものである。理由は法文中に明らかにせられてゐる。鎌倉時代は宗教界の自由主義に基いて新仏教各派の勃興に伴ひ、新旧両仏教僧徒の宗教法制を無視して僧官僧位の自由昇進を競望することを指摘したもので、清浄なるべき宗教界にも自由思想の横溢を認めざるを得ないのである。

新編追加、神社篇、神司法度條三、に西国の住人等が神人と号して事を左右に構へ奇物功物を好み狼藉を致すので、守護所、地頭代等と相論して喧嘩する。これを沙汰せないと勝つたやうに考へるから不都合である。故に神人が狼藉を致せば神職を解却し若し非職之輩が神威を募つて濫行すれば罪科に処するから別当貫主に触申さるべし。向後自由濫吹せば神人の交名、在所の注文を尋取るべしと、天福二年三月一日、武藏守北條泰時、相模守北條時房の兩名を以て守護人、地頭に命令した。即ち宗教人である神人の自由濫吹の禁令で前掲の僧徒に対するものと合せ考ふべきものである。

新編追加、西国鎮西條五、文曆二年正月廿六日

一西国御家人中、於所領知行之輩者、隨守護所催可勤仕京都大番之処、致自由對捍、空涉日月之族有其聞、於自今以後者、就守護人注申、為償其過怠、隨彼分限、可令召付清水寺橋修理給之狀、依仰執達如件、

右法令は御家人役中最も大切な京都大番役を守護の命令を奉せず自由對捍する西国御家人に対して、守護人注申に依り其過怠の償として彼分限に隨つて清水橋修理に召付ける由を申渡したもので、前の自由濫吹と共に自由對捍は自由の限界を超えたものとして禁止したのである。勿論濫吹も對捍も広義の自由の一部面である。

貞応弘安式目、寛元二年十二月二日には富士下方内諸社供僧并神官等が式目があつてもこれを無視して參社せない事は甚自由也として禁止してゐる。新編追加、侍所沙汰篇

正嘉三年二月九日武藏守、相模守が駿河守に宛てた條々の中に次のものがある。

一寄役所致自由合戰

縱雖拔群之忠、不可被行其賞、所詮隨大將命、可令進退由、嚴密可被相觸九州守護并御家人以下輩也、

この自由合戰の絶対禁止は武家法としては当然のことであるが、特に九州守護并御家人以下輩に相觸れしめてゐることは注目に値する。

新編追加、文永元年二月十二日發布の一自公家被召渡輩事に依れば、預人が私計を以て縁者に預置くため本所に還住したり、或は自由に任せ路中を横行する由普く其聞あるから自今以後其儀を停止せらるべしとある。これは召人に自由を拘束したもので当然のことである。次いで野上文書によれば弘安四年九月十六日、左近將監大友貞親が野上太郎に宛てた條々の内に一賊船事、雖令退散、任自由不可有上洛遠行、若有殊急者、申子細可被隨左右矣、といつてゐる。これは弘安元寇の直後であるから上洛遠行の自由を制限したのも止むを得ない。以上により政治法律では自由の限界を越えた部分は制限、停止、又は禁止を受けてゐることが解る。

2、社会経済上より觀たる自由思想

河上山古文書、肥前神崎郡

到来文治二年八月六日 院庁下 太宰府在庁官人並神崎

庄官等、中畧、

「一庄官」並寄人等、相尋其子孫、可令勤仕庄役事、「然」者庄官寄人等近代或寄事左右、令對捍庄役、宗家知行之時、免除之由、

任自由、擬遷庄官寄人職、甚不可然、且相尋重代召出子孫、可令充勤庄役者之條如件、在庁官人庄官等宜承知依件行之、勿違失故下、

文治二年五月廿四日

右の文書は鎌倉時代中最古のもので庄役を通れるため庄官、寄人が自由に任せて免除之由を申して対捍したのに対し、院庁下文を以てその子孫を召出して庄役を充勤せしめたのである。庄園に於ける自由思想の擡頭を示すものである。

東大寺要録卷二に撰津国長洲庄は本願勅施入の地で当寺根本の領である。この開發地に於て鴨社司等が建保の頃濫妨を致したから、驚いて上聞に及び記録所を尋ね、三大臣、群臣に問ふても東大寺之進止之由を申してゐる。而も応徳皇后宮職相伝之狀、嘉承宣旨、承安祐季請文筆で炳焉である。然らば天平施入之跡、元永勘注之旨に任せて沙汰あるべきであるとの旨を記して、次に抑鴨社司為開發主之由、見記録所勘文、此事如何、社家者有懇開之志者、可請寺家、將存公領之由、可觸國司、自由之勤、專背格條者歟といつてゐる。これは建保五年のことである。即ち格條に依れば寺領内に社家が開發するには寺家に願ひ出でその許可を得て國司に申出るべきを鴨社司がその手續を取らず自由之勤をしたから格條違背であるといふのである。

末久文書 沙彌蓮上謹言上

欲被早任道理停止自由狼藉、為山田左衛門入道觀蓮問注後、未及注進以前、稱有御成敗令濫妨、上毛郡公田吉富名内秋成名田上、剩以新儀、押領同是末名内字森田式反無道無極由事、

件秋成名者、蓮上重代相伝之所領也、依之賜闕東安堵御下知等畢、而去建長以後山田左衛門入道觀蓮無故押領之間、度々雖被成下闕東御教書、巧自由不隨御催促、而去年始令上洛之処、遂問注而後未及注進之以前、觀蓮令下國天稱御成敗、濫妨件名田、可并加地子之由、致苛責之條、無道之至、何事過勘乎、其上今年加地子注之時始天掠注入蓮上私領是末名内字森田式反、令押領之條、奸謀之企、無物干取喻哉、所詮任道理、且止森田式反新儀押領、且於秋成名田者、停止自由濫妨、儘可相隨御成敗之由、欲下賜御教書、仍言上如件

弘長二年十一月 日

右の文書は社会經濟史上より観る時は自由思想が如何なる様式によつて發露してゐるか、解る。問題は沙彌蓮上の訴狀に自由狼藉者山田左衛門入道觀蓮が豊前国上毛郡公田吉富名内秋成名田に加地子の徵收をなし、剩へ同名内是末名内字森田式反を押領したる件である。自由狼藉、自由濫妨を停止し、巧自由不隨御催促ことに御成敗を願出たものである。これは當時社会經濟上に認められたる自由思想の限界を超えた狼藉、濫妨、巧の部分の停止を關東御教書に訴へたもので、幕府法は勿論禁止してゐることは前述した通りである。

高野山文書に現はれた自由思想を見ると建保四年拾月廿五日、按察使家政所下文に如狀者自由之奸濫也とある。又建保七年二月十六日、金峯山寺執行法眼眠春賢請文に而高野山成自由之下文と記し、又文永四年十二月阿氏河庄雜掌陳狀案に凡、代官職之輩、己願得替、任自由。雖出書狀、不帶正員下知者、何可令叙用哉とある。又

文永六年三月湯淺入道智眼申狀案に相論未断之間、任自由、令沽却干他人之條太其理不可然者也と論じ、又同年六月同人申狀案に甚其理不可然者也、尤招自由之罪科者歟と述べ、又建治元年十二月阿氏河庄地頭湯淺宗親陳狀案に任雅意、致逆訴之條太自由と断じ、又弘安元年八月、高野山衆徒契狀請文に或屬權門強縁、企自由之濫吹、如此等之狼藉、と書き、又弘安六年五月、坂上盛澄陳狀に相語神官等、責取自由庄狀一、或構出謀書、号御御教書之條、豈叶理致中路致非分之押妨之條自由無道之至、未曾有之次第也と説いてゐる。又弘安六年五月廿九日東寺長者御教書に又寺僧等、動寄絆於左右、致自由蜂起張行歟とある。又正応三年八月八日荒川源入義賢起請文に一不可奉忽諸山上、於庄家致自由張行事と誓つてゐる。又正応四年九月十九日、神野庄公文請文に一不可取仕井料等公物、又急水時者、庄官殿原並百姓可為分水、不苑干百姓、自由不可曳事と規定した。これと同文のものは同年同月同日猿川庄公文僧能眞請文、同年九月十八日眞国庄惣追捕使代法蓮起請文、乾元元年十二月十四日、神野庄公文平義信起請文、正慶元年七月十二日、荒河庄々官等起請文以上四起請文に挙げてゐる。尙年号未詳だけでも鎌倉末期のものに相違なきもの三史料について述べる。何れも高野山文書中にある。阿氏河庄下司非法停止陳狀に阿氏河御庄下司重々非法自由濫妨沙汰経御沙汰欲被停止子細事、中畧、任自由、中畧、以自由奸行、所課不勤仕天、とあり、又阿氏河庄公文所注進狀並御教書案に只預所地頭兼帶之間、任自由、所令張行也、爭不停止之哉と記し、又阿氏河庄上村預所眞算契約狀に或屬權門強縁、企自由之濫吹、如此等之狼藉中路以前條

々依諸衆老若一同評議契約如件とある。これらの最後のものは前掲弘安元年八月高野山衆徒契狀請文の文句に似た部分があるが、末尾の語句で自由濫吹を自律的に自制してゐる点が当時の社会層の一面を窺ひ得る。

東寺文書之三、大和平野殿庄預所聖宴書狀案
平野殿庄納米事、前々如鷹之落食令進候之條、自由奇恠候、於去年分者、一度ニ可令進濟之由、以前令申候了、而今如百姓申狀者、一度令進濟不可叶云々、此條非臨時之課役、有限所当米也、何任雅意、如此可令懈怠候哉、隨以今月中、可令究濟之旨、能々可有御下知候也、兼又、掃除人夫事、自由对捍、又以不思議候、不日可令沙汰、進旨重一同可令為下知給候、事々眞行可令申候也、恐々謹言

(文永七年)三月十七日

花押

右の文書は平野殿庄に於ける百姓が、所当米を鷹之落食の如く少量を納め一度に進濟出来ないといふことは自由奇怪、任雅意たる思想である。更に掃除人夫の自由对捍に至つては不思議候と称してゐる。庄園に於ける庄民即ち農民層或は掃除人夫の如き輩までが自由思想にかぶれてゐる事情を物語るものである。

同書、正応六年四月、大和平野殿庄文書案に東寺供僧御領大和平野殿御庄百姓等重謹言上、中畧、剩又称彼院家御領、成自由張行致乱入狼藉者也とある。この彼院家とは奈良の一乘院で即ち東寺と興福寺との庄園出入の事件である。

右と同句がその翌年の永仁二年三月のものにもある。同書、東寺御領大和平野殿庄雜掌尙慶重言上に

当庄下司清重並惣追捕使頗妙及士民等、違背本所、振悪党威、打止若干御年以下課役等間、依被下輪旨於武家、雖被成下兩度御教書、不能參洛、乍為寺一円庄官百姓身、今始而号一乘院家房人、捧自由請文、不叙用輪旨御教書等條、爭可遁違勅重科哉、下畧、永仁四年十月とある。これによりて自由請文とは如何なるものであるか、従つて又そこに流れてゐる自由思想が庄官たる下司、惣追捕使、庄民たる士民にまで浸透してゐたことが解る。

尙右と同句のものが二個もある。次いで永仁五年十一月二日附の東寺御領大和国平野殿庄雜掌聖賢重申に、兩人共一乘院御房人候、任傍例、可被申本所云々此條尾籠自由申狀、太以不当也、中略、於面搆出惡口狼藉過分、自由謀陳之狀者、欲遁御年貢以下色々犯用之罪科、とあるので、下司、惣追捕使兩人の尾籠自由申狀、自由謀陳之狀の自由思想の意義が能く解る。永仁六年三月三日には御使或取進自由不実之請文、同年四月十日には御使或取進自由不実請文陳狀、中略、御使不召進彼等之間、押領自由、惡行狼藉、彌以巧無道とありて、東寺より差向けた御使までが自由押領に荷担した事實を示してゐる。それより十二年の後、延慶三年三月大和平野殿庄雜掌平光清陳狀に、雜掌等以上御年貢立用之未曾有奸曲也、自由之狼藉、尤以可被經嚴密之御沙汰者也、とある。右平野殿庄に關して自由に關係する用例十個を挙げたが、これらを通じて當時行はれてゐた自由思想の内容及び當時容認せられる自由思想の限界が消極的に判明する。

東寺文書之三、永仁六年二月廿九日、安芸勅旨田公文職安堵下文案に清基自由不法事等、速可被糺明公平之沙汰、とありて、當時の

自由は不法、非法で今日の合法的自由の叫ばるゝ時代と正に隔世の感深きものがある。

勘仲記、弘安十年七月十三日條を見ると七月二日附の従五位下行對馬守源朝臣光経の官裁を申請ふ解狀が載つてゐる。それに望請官裁、早云府使乱入、云守護押領、不帶国判之外、停止自由狼藉、唐船着岸之時、前分国宰、守護人相半可致沙汰之由欲被宣下者とある。当時經濟上の問題になると国宰守護人でも自由狼藉を働いたことが知られる。延慶兩御訴陳狀には自由之過言、自由申狀の文字が見え、中村文書延慶四年五月、今津住人尼光阿重言上に自由所存太背正理畢とあり、宗像文書、正中二年四月五日、修理亮平朝臣下知狀に捧自由注文之條虛誕也とあり、同文書元徳三年七月廿五日、同人下知狀に捧自由請文之後、干今不參、不遁難澁之咎歟とある。

以上によりて鎌倉時代の社會經濟上の自由思想の概要を知り得たと思ふが、同時代は社會上にも經濟上にも未曾有の変転期であつたから、自由の限界を逸脱する事例の如何にも多いのが當然のことである。次いで中世中期、末期の自由思想を見ることにする。

三、中世中期末期即室町、安土、桃山時代の自由思想

1、政治法律上より觀たる自由思想　ここに室町時代として吉野時代をも含め二百四十年を數へ元中九年、文明五年を境として初期五十九年間、中期八十一年間、末期百年間として政治上の推移を概観すると中世中に於て甚複雑なる武家時代を形成する。初期は公家武家の對立時代で、中期は武家專恣時代である。併しこ

の中期に於ては足利氏の統制力が嚴然として存し全国的に号令し得たが、末期に於て其統制力を失ひ等しく武家専恣時代と稱しても群雄の割拠其極点に達し、全く無政府の状態に陥つた。行政上より考察すれば初期は国司守護兩制度の並用時代で、中期は守護制度の確立期と稱してよい。末期は守護制度の爛熟期で大名制度の創設に變転してゐる。従つて大名各家が立法、司法、行政の大權を其領内に行使したため各家法の發達を見るに至つた。即ち武家法は幕府法以外に各家法が加つて錯雜を來した。そして幕府法としては鎌倉幕府法を主体としてそれに建武以來追加を附加して法体系を立てゝゐる。

建武以來追加 儉約條々

一新関事 貞和

近年御免分、且可有其沙汰、其外自由之新関者、嚴密可停廢之由、可被仰下歟、

これは御免分を除いて自由之新関を嚴密に停廢したもので交通政策の面に於いても重要なことではあるが、幕府自身が京都の七口に新関を設けたこともあつた。

建武以來追加、洛中洛外酒屋土倉條々永享二年九月卅日

一諸土倉沙汰事

所々土倉沙汰人等犯用本主納物、令居住洛中辺土並田舎云々自由之至也、於如此之族者、追放在所可被処盜犯罪、

右は洛中洛外土倉即ち質屋の沙汰人等が本主への納物を犯用して洛中辺土並に田舎に居住してゐることを自由之至と断定して、盜犯罪に処して在所を追放せよと令したものである。

尙建武以來追加によれば永享八年六月二日發布の諸人庭中事に訴訟を致す輩は各、賦を申請け奉行所に付すべき処、左右なく庭中即ち直訴を企つる條、自由之至也と断じて猥に庭中を致すことを一切停止した。次いで室町家御内書案上の北野社神輿遷宮事に爰諸祠官多令在国神事不可事行云々、自由至極太不可然、といひ參洛せない者は闕官にすると、下野守、大和守の兩名で竹内門跡雜掌に令したのは文明十年四月三日のことである。

小早川家文書二、応安元年十二月廿九日將軍家足利義滿御教書案写に小早川駿河入道普浩申として安芸国造果保に付いて嚴島神主所行として合戦が休まない、所詮為社領哉否、仰上裁、可経御沙汰之処、自由狼藉太不可然と記してある。大内家壁書、明応四年八月發布の喧嘩御定之事に喧嘩は其身与其身可決是非之間、不可為公私之煩の御法なる故に、或自由之進退任雅意ことは御成敗を加へられると仰せ出されてゐる。

信玄家法上、永祿元年戊午卯月此日武田左馬助信繁在判、

一国中之地頭人、不申子細恣稱罪科之跡、私令沒收之條甚自由之至也、若犯科人為暗信被官者、不可有地頭之綺、

右は地頭の恣及び自由を禁止して犯科人所領沒收の合法性を強調したものである。

慶長二年三月廿四日發布の長曾我部元親百箇條に

一知行上表仕者、無力於歷然者、可召上、若自由之覺悟を以、上表は可行曲事、不及了簡者、其年十二月迄、奉公相勤、以其上可上表事とある。これは給人の知行上表は無力者は当然であるが、自由之覺悟で上表することを禁じ、了簡出来ない者は十二月迄奉

公相勤めて上表せよといふのである。

2、社会経済上より観たる自由思想 鎌倉時代の社会を組織する重要な階級は、1 公家、2 寺家及社家、3 武家、4 凡下（良民）、5 奴婢雜人（賤民）である。然るに口遊去年八月二條河原落書云々（建武元年か）に依れば前代の社会組織が著しく破壊せられてゐることが解る。即ち此頃にはやるものは「自由出家」「俄大名迷者」「禪律僧」「下克上する成出者」「もるゝ人なき決断所」「賢者顔なる伝奏」「気色めきたる京侍」「関東武士のかご出仕」「下衆上藹のきはもなく」「自由狼藉の世界也」「諸人の敷地不定」とある。室町時代の支配的思想といふならばこの自由思想である。

東寺文書

請申、東寺八幡宮御領山城国上久世庄越後名陸段名主職事、右名署向仏透電之間、依為闕所、為寺恩所宛賜也、毎年御年貢式石五斗二升二升代並御公事用途陸百六文、仕丁役毎月六ヶ日已下、恒例所役、守先例無怠可致其沙汰、雖為一事万之一、有無沙汰之事者、為口入人沙汰、不日可明申、所詮或寄事於權門、或私利潤為先、違背寺家御下知、闕怠御年貢、致自由難澁者、且被召放名主職、被処其身於罪科、且可罷蒙入幡宮、並藏王權現御罰於其身、仍請文之狀如件

觀応二年五月十三日

幸松丸 花押
口入人 則行 花押

右の自由難澁の意味は御公事用途、仕丁役已下恒例所役の懈怠を指し、一事の万分一無沙汰もその内に含められるので自由思想の

限界を非常に明瞭に示してゐる。

高野山文書之入、正平十七年八月十日、学侶小集会評定置文に一預承仕等、不及是非糺明、止諸堂開閉、闕番役之條、自由至極也、若令闕如者、兩方共永追放山上山下、並不可免還住事とある。預承仕等が是非の糺明をせず諸堂開閉、番役を闕くことが自由至極で喧嘩の相手と共に追放にするといふのである。北野文書に依れば管領斯波義將執達で嘉慶元年九月十六日小野宮神人に次の警告を發してゐる。近年或神人等令出座住地方、或請習其業、盜商売之條彼是自由所行不叶道理歟とあるは、神人の地方出座商売等を自由所行と判断して道理に叶はずとしたのである。鶴岡事書日記、応永二年五月十六日の條に法印より矢古宇公文殿に宛てた文書に、各以年貢内令未進之條甚以自由之奸謀也といつてゐる。尙、上杉家文書之一、吉川家文書之二、島津家文書之一、落書露顯、徹書記物語等に自由に関する記事あるが省略する。

四、結言 階級的自由の限界

以上列挙したる中世に於ける政治、法律、社会、經濟上より観たる自由思想の制限、停止、禁止は当時の社会階級により異つてゐる。そこで階級的自由の限界が考察されねばならない。これは換言すれば自由と社会との關係によつて規定せられる。中世の如く社会階級が強く意識せられながらそれを急激に或は緩慢に變更しつゝあつた四百十五年の長年月に於いては、非常に錯雜してゐるが大體の推移は窺はれる。この変化の推進力として働いたる社会階級としては武家であり、思想としては下剋上の思想である。

この下剋上の思想が表現を變じて自由思想となつたのである。自由は力の量に正比例して増大又は減少する。又力の量は社会階級の高下を決定する。故に自由と力と社会階級とは相関々係に於て非常に緊密なものである。こゝに力とは政權即ち權力、武力、信仰力、経済力等を主としてあげ得るが、当時の法律又は社会の認めざる腕力、暴力も自由の限界を決定してゐる。

そこで鎌倉時代の寺家について政治法律上より見たる自由の限界は何処にあるかと云へば、自由昇進の停止、供僧不參甚自由と指摘してゐるので解る。社家については神人自由濫吹、神官不參甚自由と云ふ。そこに限界がある。その限界を越えない所に自由が政治法律上に承認せられる。九州の守護並に御家人自由合戦の禁止、守護、地頭の自由張行、自由非行の禁止、地頭の自由押領の禁止、地頭等自由境界相論の停止、御家人の大番役自由対捍禁止九州御家人任自由上洛遠行の制限等に依りて守護地頭、御家人の自由の限界を推知出来る。

社会経済上より見たる自由の限界は寺家に対しては自由之下文、自由濫吹、寺僧の自由蜂起張行の禁止又は停止、社家に対しては自由之勤專背格條、責取自由庄狀、自由無道之至の禁止又は停止によりて自由の限界を窺ひ得る。守護に対しては自由狼藉、地頭に対しては任自由張行、御家人に対しては自由狼藉、巧自由不隨、自由濫吹、新儀押領の禁止又は停止に依りて自由の限界が察せられる。庄官に対しては任自由遁庄役、任自由書狀、任自由沽却、自由不法、自由之罪科、任雅意逆訴太以自由、自由曳水、非法自由濫妨、自由所存、自由注文の停止又は禁止に依りて自由の限界を見ることが出来る。庄民の自由張行、百姓の自由奇怪、土民の自由張行、自由請文、尾籠自由申狀、自由謀陳狀、自由不実請文、自由不実請文陳狀、押領自由悪行狼藉、自由狼藉等の禁止又は停止によりて庄民、百姓、土民に対する自由の限界を知ることが出来る。以上の如き見方は室町時代についても考察出来るのである。